

---

# 第1章 計画の概要

---

## 第1章 計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨

私たちの暮らす倉敷市は、元気な人もいれば、年齢を重ねた人、障がいのある人、子育てや介護に悩んでいる人など、様々な人が暮らしています。

「自分自身がどのような状態であっても、自分らしく心豊かに暮らしたい」、これは誰もが抱くあたり前の願いであり、この願いを実現できる場所が私たちの暮らす地域社会でなければなりません。

「福祉」という言葉には、幸福や豊かさという意味が込められていますが、一人ひとりが幸せでありたいと願う気持ちをそれぞれが受け止め、心の豊かさが感じあえる福祉のまちをみんなで築いていくこと。それが「地域福祉」であると考えます。

私たちのまわりでは、少子高齢化の進行、家族に対する考え方や捉え方の多様化、人と人をつなぐ「つながり」、「きずな」、「地域力」が希薄化しつつあります。また、社会経済情勢の変化に伴い、ひきこもりや子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死<sup>1</sup>、児童や高齢者、障がい者に対する虐待、自殺者の増加、失業等による生活困窮<sup>2</sup>などが新たな社会問題となっています。

このような地域の問題に対して、既存の福祉サービス<sup>3</sup>や家族の協力だけでは対応しきれない場合も多く、制度と制度の狭間にある生活のしづらさや不安を解決していくためには、「共助<sup>4</sup>」による助けあいの取り組みを充実していくことが、何より求められています。

倉敷市社会福祉協議会（以下、「倉敷市社協」という。）では、平成22年11月に「第1次倉敷市地域福祉活動計画」を策定し、『和気あいあいの倉敷まちづくり～みんなで話しあい、学びあい、支えあい～』を基本理念に掲げ、住民主体の地域福祉活動を推進してきました。

平成27年度は、この計画の最終年度にあたり、計画期間である5年間の取り組みの成果や新たな課題、社会情勢を踏まえ、より地域ニーズや住民の声に応える地

---

<sup>1</sup> 孤独死… 主に一人暮らしの人が誰にも看取られることなく、当人の住居内などで突発的な疾病などによって死亡することを指す。特に重篤化しても助けを呼ばずに亡くなっている状況を表す。

<sup>2</sup> 生活困窮… 収入がなく生活に困っている状況を表す場合が多いが、社協では経済的な困窮だけでなく、生活のしづらさを抱え、地域から孤立した状況に陥っている場合も含めて捉えている。

<sup>3</sup> 福祉サービス… 生活上の困難を抱える人に、その解決や緩和をめざして提供されるサービスのこと。

<sup>4</sup> 共助… 個人や家族が自ら行う「自助」、行政が行う「公助」に対して、近隣の住民や地域で活動する団体が協力して行うことを「共助」と言う。なお社会保障制度の関連では、近隣の助けあい、ボランティアなどの相互扶助を「互助」、社会保障制度のような制度化された相互扶助を「共助」と区別する場合もある。

域福祉活動の推進に取り組むために、「第2次倉敷市地域福祉活動計画」を策定し、共に支えあうことができる福祉のまちづくりを目指します。

## 第2節 計画の性格

地域福祉活動計画は、地域住民、ボランティア<sup>5</sup>、地域の福祉関係機関などが相互に連携し、地域での助けあいや支えあいの形を具体化させていく、「共助」の性格をより明確にした民間の活動・行動計画といえます。

倉敷市社協は、地域福祉の担い手として行政や市民、様々な関係機関と連携しながら地域の基盤を構築し、必要な支援を行うとともに、地域福祉を推進するための「人づくり」、「まちづくり」、「きっかけづくり」を進めてまいります。

なお、本計画は一般的なスローガンの提示にとどまらないよう、倉敷市社協あるいは倉敷市社協と関係機関・団体が協働しながら実施主体となり、今後5年間でどのような事業に取り組んでいくのかを具体的に定めたものです。

## 第3節 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

社会福祉法第107条には、市町村が地域福祉計画を策定し、地域における福祉サービスの適切な利用や社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進を図ることを定めています。

これにより、倉敷市は、住民、地域団体、福祉事業関係者、民間企業、行政機関等が、連携し協働しながら、地域福祉を総合的・計画的に推進していくために、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とする「倉敷市地域福祉計画」を策定しています。

倉敷市地域福祉計画は、「倉敷市総合計画」を上位計画として、その他「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」や「倉敷市障がい者基本計画」「倉敷市障がい福祉計画」「倉敷市子ども・子育て支援事業計画」「健康くらしき21・Ⅱ」「災害時要援護者避難支援プラン」等、分野別計画の内で、地域福祉に関する分野の基本方針と施策展開の方向性を明確にする計画といえます。

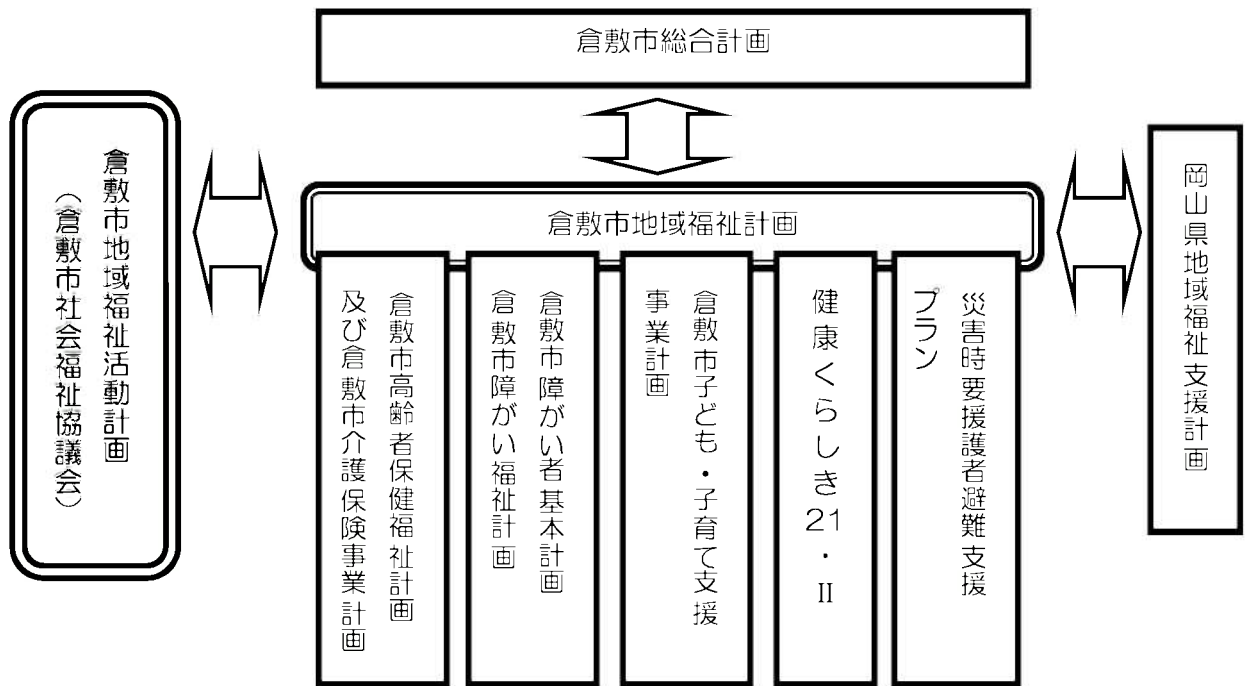
倉敷市の「地域福祉計画」と倉敷市社協の「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進という共通のテーマに基づいて策定されており、計画の実現に向けては倉敷市と

---

<sup>5</sup> ボランティア…自分たちのまちを住みよいものにすることを願って、みんなの幸せや、支援を必要とする人のために自発的に活動をする人のこと。

倉敷市社協が協働で、地域課題を把握し解決策を模索していかなければなりません。計画としては別々のものですが、今後も地域課題、生活課題の把握とその解決に向けた方策を連携・協働で取り組み、切れ目のないサービスの提供や新たに必要とされる制度、サービス等の創設を目指して、計画の策定・計画の推進を図っていく必要があります。第2次地域福祉活動計画策定にあたり、地域福祉計画をマスタープランとして課題の抽出や整理を行いました。

■ 地域福祉活動計画と各計画との関係



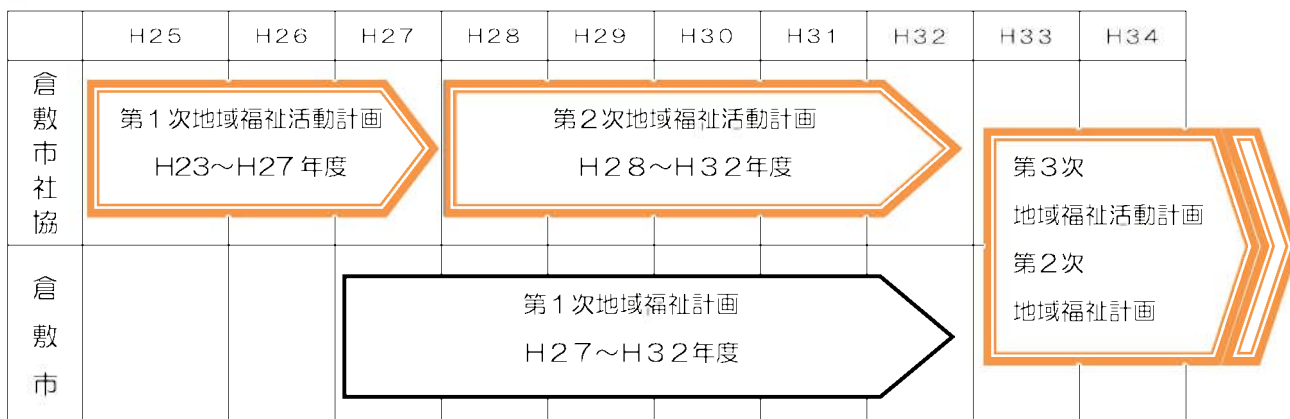
第4節 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年です。ただし、関係法令・制度の改正や社会情勢の変化などによる影響や地域において新たな問題・ニーズなどが明らかになった場合は、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

また、平成33年4月からは、倉敷市の「第2次地域福祉計画」と倉敷市社協の「第3次地域福祉活動計画」の開始時期を合わせて策定していく予定です。

今後は、「地域福祉」という共通のテーマに対して、倉敷市と倉敷市社協が協働・連携しながら計画の策定を行ってまいります。

■ 地域福祉活動計画と地域福祉計画の計画期間



## 第5節 計画の策定体制

### (1) 地域福祉活動計画策定委員会

計画を策定するにあたり、保健、福祉等の専門分野から18人の委員を委嘱し、生活課題の分析や実施事業の検討を行いました。また、岡山県社会福祉協議会（以下、「岡山県社協」という。）の職員にアドバイザーを依頼し、県内外の先駆的な取り組みの紹介や、社協が取り組むべき活動について、適切な助言をいただきました。

この策定委員会で策定された計画書は、平成27年11月に倉敷市社協に答申されました。

### (2) 職員作業部会

計画策定のため、倉敷市社協の局内組織として職員作業部会を設置し、住民福祉座談会や団体ヒアリングにおける意見の収集や分析、考察等を行い、策定委員会で協議する基礎資料づくりを行いました。

## 第6節 市民参画の方策

### (1) 市民アンケート

倉敷市が、地域福祉計画策定のために実施したアンケート調査の結果を地域福祉推進の視点で再分析し、住民が日々の生活の中で感じている困っていることや、解決してほしいことなどについての把握を行いました。

## (2) 住民福祉座談会

地域で暮らす人から、日々の生活で感じている生活課題やその解決策などについて意見をいただき、計画に反映させることを目的に、住民福祉座談会を市内11の会場で開催しました。

住民福祉座談会では、参加者に職員が加わり、グループワーク<sup>6</sup>を行いながら意見を出し合い、まとめていきました。

## (3) 団体ヒアリング調査

障がい者団体や子育て支援団体、在宅で介護されている人、障がい児の家族、ふれあいサロン活動<sup>7</sup>代表者、ボランティア活動者等を対象に、聞き取り調査を行いました。調査では、団体の抱える課題や倉敷市社協に対する要望、生活課題の把握や解決に向けての取り組み等について意見を出していただきました。

## (4) パブリックコメント（意見公募）の実施

計画素案に対して幅広く市民の意見を取り入れるため、平成27年7月1日から7月31日まで、パブリックコメント<sup>8</sup>を実施しました。その結果、1人から3件の意見をいただきました。いただいた意見は、策定委員会に報告し、計画に反映できるものについては取り入れました。

## (5) 地域福祉活動計画策定委員会の傍聴

計画がどのような手順で策定されているのか、その経緯や策定委員会の協議、検討の様子を開示し、透明性を確保するため、今回から新たに策定委員会への傍聴参加者を募集いたしました。全5回の会議を開催しましたが、延べ6人の傍聴参加がありました。

## 第7節 地域福祉圏域の捉え方

地域福祉圏域とは、地域福祉を推進するための必要な取り組みや仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲を指します。「地域」といっても、町内会から市や県といった広範囲なものまで様々です。地域ごとに生活の歴史や文化、抱

---

<sup>6</sup> グループワーク… 個人や集団が抱える問題に効果的に対処するため、グループ活動を通じて援助する社会福祉実践の一方法

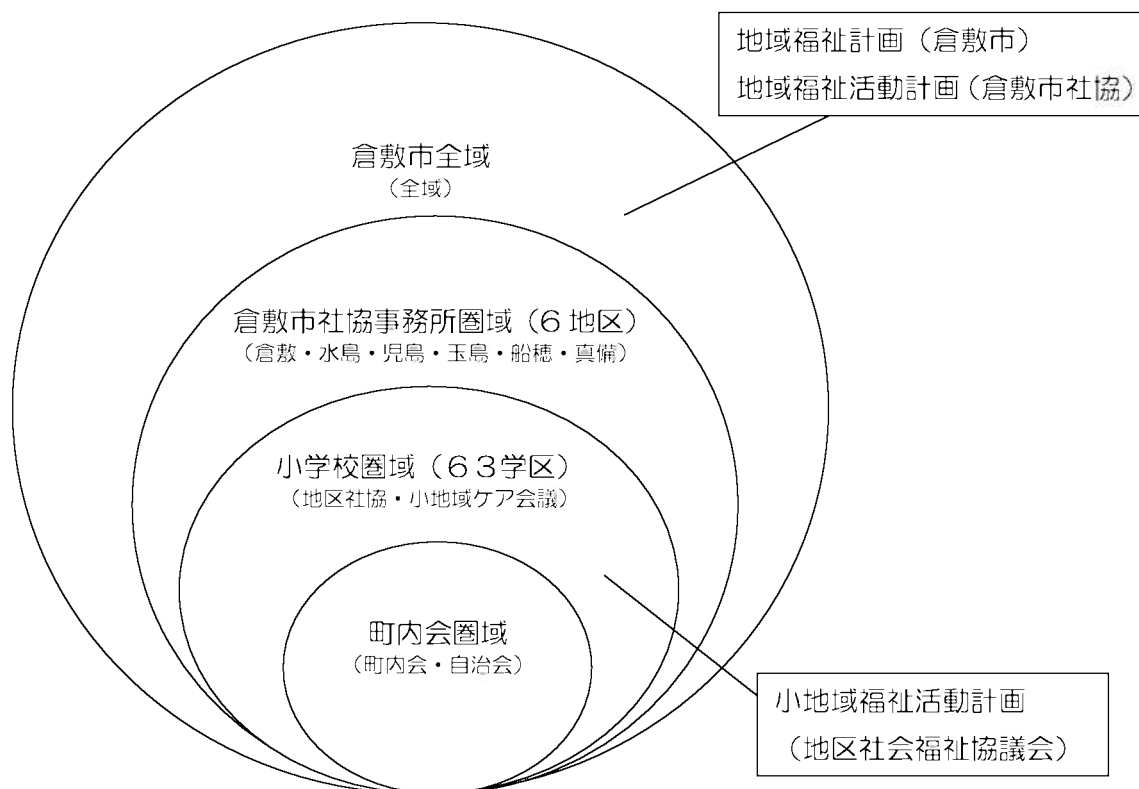
<sup>7</sup> ふれあいサロン活動… 介護予防の観点から、地域内で社会から孤立した状態で生活している閉じこもりがちな高齢者等を対象に、社会参加・健康づくり・仲間づくりなどを目的とした活動

<sup>8</sup> パブリックコメント… 基本的な政策等を決めるときに素案・趣旨等を公表して市民の皆さまからのご意見を募集し、寄せられた意見を案に取り入れることができるかを検討し、その検討結果や寄せられた意見に対する社協の考え方を合わせて公表していく一連の手続き

える課題のかたちは異なっており、福祉のまちづくりを推進するためには、一定の範囲を定めて効率的な取り組みを計画していく必要があります。

計画では、図1のように、「町内会圏域」、「小学校圏域」、「倉敷市社協事務所圏域」、「倉敷市全域」の4層構造の福祉圏域を設定し、課題解決・事業推進に向けた整理を行いました。

【図1 地域福祉圏域イメージ図】



- ① 町内会圏域  
町内会・自治会を単位とする圏域。住民同士の声かけや福祉協力委員<sup>9</sup>による見守り、ふれあいサロン活動による交流などを行う範囲。
- ② 小学校圏域  
市内63小学校を単位とする圏域。地区社会福祉協議会<sup>10</sup>や小地域ケア会議<sup>11</sup>の開催など、地域福祉を具体的・計画的に推進していく範囲。
- ③ 倉敷市社協事務所圏域  
倉敷市社協が事務所を構えている倉敷地区、水島地区、児島地区、玉島地区、船穂地区、真備地区の圏域。事務所には職員を配置し、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員<sup>12</sup>、福祉関係者やボランティア団体等への相談援助、各種研修会等を開催する範囲。
- ④ 倉敷市全域  
倉敷市全域。市全体として取り組む福祉施策の検討や全市的に行う研修会等を実施する範囲。

<sup>9</sup> 福祉協力委員... ボランティア精神に富み、福祉のまちづくりに熱意のある人を地域の実情を考慮して、民生委員等の推薦により住民の中から選任し、倉敷市社協の会長が委嘱した人のこと。

<sup>10</sup> 地区社会福祉協議会... 地域の各種機関・団体やボランティアなどによって構成され、「福祉のまちづくり」を推進するため設立されている住民組織。略して「地区社協」という。地区社協はおおむね小学校区単位で組織され、倉敷市社協とは対等なパートナーとして、住民同士の「助けあい」や「支えあい」により地域福祉を推進している。

<sup>11</sup> 小地域ケア会議... 地域に密着した情報共有及び課題把握の場として、地域に即した高齢者のネットワーク支援体制を総合的に推進するため、概ね小学校区を単位として設置されている会議のこと。

<sup>12</sup> 民生委員・児童委員... 民生委員法、児童福祉法に基づき、市長の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱された人。